

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2026.4. Vol.194

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自宅に古い根抵当権が残っていたお客様の相続手続きサポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、キャンプ、車

<ごあいさつ>

こんにちは。
行政書士・宅地建物取引士／財産承継コンサルタントの銚立です。

新年度が始まり、わが家でもこの春、息子が小学校に入学し、家族の生活リズムが大きく変わりました。

朝の支度や帰宅後の時間の使い方など、これまでとは違うペースに少しずつ慣れてきたところです。

事務所としても、気持ちを新たに業務に取り組む季節。

皆さまのお役に立てる情報発信やサポートを、より一層丁寧に積み重ねていきたいと思っております。

今月もどうぞよろしくお願いたします。

<サポート事例>

『自宅に古い根抵当権が残っていたお客様の相続手続きサポート』

★この事例のポイント

- 相続発生前のご相談を経て、発生後に正式ご依頼へ
- 古い根抵当権が設定されたままで、抹消書類の所在が不明
- 根抵当権の抹消と自宅の名義変更をサポート

お母様の相続を間近に控え、自宅不動産の名義や今後の手続きについて不安を抱えていらした K.M 様 (60代)。

取引先の信用金庫様からのご紹介で、ご相続発生前に一度ご相談いただき、相続手続きの流れや

費用面をざっとご説明させていただきました。

その後、お母様の相続が発生し、正式にご依頼をいただくことに。

手続きを進める中で、ご商売をされていた頃の古い根抵当権が自宅に設定されていることが判明。

信用金庫様に確認したところ、残債はないとのことでしたが、交付されていたはずの根抵当権の抹消書類一式の所在が不明という問題がありました。

そこで、法務局が金融機関へ確認通知を送り、2週間以内に返送することで登記が完了する「事前通知制度」を利用することを信用金庫様にご相談。

つづき↓

パートナー司法書士と連携し、根抵当権の抹消と、相続による自宅の名義変更までを一貫してサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「最初にざっくりと費用感を教えていただけたので、安心して手続きを進められました」(東京都練馬区 K.M 様 60代)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

土地と建物の名義が母と私で半分ずつになっていることは分かっていたのですが、いざ相続となったときに、どこに相談すればいいのかが分からず不安でした。

うちは長いこと商売をしていて、母もこれまで信金さんを頼って専門家を紹介してもらっていたので、何かあれば信金さんに相談するのが当たり前になっていました。

ただ、母の介護が続いていて、いっとうなるか分からない状況でなかなか相談できずにいたのと、お金の面でも心配がありました。

「相続になったら、どこに相談したらいいんだろう」とずっと気が張っていたように思います。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

信金の担当者さんから紹介していただいたのがきっかけです。

うちはもともと父の代から商店街で畳屋をやっている、信金さんとは30年ほどのお付き合いがあります。今でも定期積金の集金に来てくれる関係なので、安心して相談できました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

信金さんが間に入ってくれているという安心感が大きかったです。長い付き合いの中で信頼していますので。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

ようやくひと段落ついた、という気持ちです。ずっと気が張っていたので…。

納骨も終わって、やっとほっとすることができました。ちょうど去年の今日が、母の火葬の日だったんですね。これも何かの縁でしょうか。本当に助かりました。

連絡も頻繁にいただきましたし、説明も分かりやすく丁寧で、安心してお任せできました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

母が亡くなる前の段階で、料金のことも含めて相談できたのが大きかったです。最初にざっくりと費用感を教えていただけたので、安心して手続きを進められました。費用面がネックで相談をためらっている方には、特におすすめしたいです。

<編集後記>

3月に、息子の保育園の卒園式と謝恩会に参加してきました。冒頭、子どもたちが歌う「にじ」が流れた瞬間、もう涙がこみ上げてしまい、早々にハンカチのお世話を…。良い友だち、良い先生、良い保育園に恵まれ、6年間をのびのび過ごせたことに改めて感謝しています。息子もこれからの小学校生活を楽しみにしつつ、先生や友だちとの別れに少し寂しさを感じていたようです。😊

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!